

秋田県後期高齢者医療広域連合広域計画について

1 策定の趣旨【根拠法令 地方自治法第291条の7】

後期高齢者医療制度に係る事務を、総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が役割分担し、連絡調整を図りながら、処理する事項について定めるものです。

2 意見公募手続きについて

広域計画の策定にあたり、住民の意見を伺う機会を設けるため、意見公募手続きを実施しました。

- (1) 募集期間 平成19年8月10日(金)～9月7日(金)
- (2) 募集方法 広域連合ホームページ及び市町村担当課に資料を設置。
- (3) 応募件数 1件

【意見の概要】

- ・後期高齢者制度が始まることにより、高齢者の負担が増え、十分な医療サービスを受けることができなくなるような事態を招かないよう配慮してほしい。
- ・後期高齢者医療制度に関し、住民に対する周知活動に積極的に取り組むとともに、住民の意見や要望をしっかりと受け止めてほしい。

3 今後の予定

広域連合議会11月定例会で審議され、可決後、知事に提出します。

4 内容

<1.現状>

- 1 後期高齢者医療制度(制度創設の経緯、制度の概要)
- 2 秋田県後期高齢者医療広域連合
(設立の経緯、事務局の場所・組織体制、共通経費の負担)
- 3 秋田県の状況(秋田県の人口及び高齢化の状況、老人医療費の状況)

<2.広域計画>

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の項目
 - (1) 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
 - (2) 計画の期間及び改定に関すること
- 3 期間及び改定
平成19年度～平成23年度(5年間)
- 4 基本的な考え方
 - (1) 関係市町村との役割分担を明確にしつつ、連携を密にしながら、効率的な運営を図ります。
 - (2) 医療団体や高齢者団体等の関連団体からご意見をいただきながら、後期高齢者のニーズに対応した質の高いサービスの提供を目指します。
- 5 基本計画
準備期間である19年度と、制度開始後の20年度以降に分け、後期高齢者医療制度に関する事務に関する広域連合と市町村の役割分担を記載。

